平成２８年（フ）第１１９号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷24番地１
債務者　中山　　肇
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
長崎県長崎市中新町14番25号　優雅203
債務者　惠中　栄子
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
鹿児島県指宿市十二町3857番地８　セントクレージュ弐番館103
債務者　鎌田　麻衣
１　決定年月日時　平成28年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
　　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１５号
鹿児島県枕崎市汐見町208番地　揚村アパート201号
債務者　鳥原　篤之
１　決定年月日時　平成28年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
　　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１７号
鹿児島県指宿市十二町2781番地ロ号
債務者　片平　文次
１　決定年月日時　平成28年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
　　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１９４１号
大阪市大正区千島１丁目６番５号石川屋ビル202号
債務者　下村　達也
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０５１号
大阪市東淀川区相川２丁目７番４号　チェリーブロッサム　502号
債務者　長　　幸宏（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０８１号
大阪市旭区清水１丁目18番５号　リバーウエスト千林503
債務者　原田　裕之
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１５４号
大阪市都島区都島南通１丁目７番７号　綿野ハイツ　301号
債務者　厚　由美子
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１７３号
大阪市東淀川区豊新３丁目14番７号、前住所大阪市都島区東野田町１丁目21番８号ブラン・ヴェール403号
債務者　北岡　弘樹
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１８４号
大阪市西成区潮路２丁目11番11号
債務者　久武製靴こと　久武香津子
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２０４号
大阪府高槻市芥川町４丁目17番15号、前住所大阪市天王寺区生玉前町５番11号　メゾンプチボワ207号
債務者　寄能　信之
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２２４号
大阪市住吉区山之内３丁目13番26―210号
債務者　須崎有稀こと　須﨑　有稀
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２４２号
大阪府高槻市高見台12番10号
債務者　田村　　良（旧姓山﨑）
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２９３号
大阪府高槻市牧田町６番34―401号
債務者　和田あけみ
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２９９号
大阪市北区長柄東３丁目１番12号
債務者　長見　明典
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３２０号
大阪市東淀川区豊里１丁目９番３号生島ハイツ207号
債務者　谷垣　慎一
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部